

2025-7-24 第9回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

○大原補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第9回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局総務課の大原です。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

事務局に異動がありましたので、御紹介いたします。

社会・援護局長の鹿沼均です。

大臣官房審議官の林俊宏です。

介護保険計画課長の西澤栄晃です。

高齢者支援課長の濱本健司です。

認知症総合戦略企画官の野村晋です。

社会・援護局、福祉人材確保対策室長の芦田雅嗣です。

障害保健福祉部企画課長の乗越徹哉です。

障害保健福祉部障害福祉課長の大竹雄二です。

地域生活・発達障害者支援室長の米田隆史です。

こども家庭庁支援局障害児支援課長の今泉愛です。

それでは、以降の進行は野口座長にお願いいたします。

○野口座長 皆様、本日もお暑い中、お集まりいただきどうもありがとうございます。

まず、本日の出席状況ですが、大屋構成員、鈴木構成員、谷村構成員、東構成員より御欠席という御連絡をいただいております。

また、曾根構成員、津下構成員、中村構成員、松田構成員におかれましては遅れて御出席いただく旨、御連絡をいただいております。

それでは、初めに、本日の資料と会議の運営方法について、事務局様より御確認をお願い申し上げます。

○大原補佐 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

資料について、会場にお越しの構成員におかれましては机上、オンラインにて御出席の構成員におかれましては、電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法等について、オンラインで御参加の構成員の皆様には、基本的に皆様のマイクをミュートにいただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックしていただき、座長の御指名を受けてから御発言ください。

御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックしていただき、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、時間が限られている中で、多くの構成員に御発言いただきたいと考えておりますので、御発言はお一人様5分以内におまとめいただきますようお願いいたします。また、時間が到来しましたら、事務局よりベルを鳴らしますので、御協力をお願いいたします。

報道関係の方に御連絡します。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○野口座長 それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

本日の「とりまとめ(案)」となっております。

早速、事務局様のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○村中企画官 村中でございます。

私から取りまとめ(案)について御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

4月10日の中間取りまとめの内容に障害福祉、保育も含めた福祉サービス共通の課題への対応に係る構成員の御意見、また、これまでの議論等を踏まえて最終的なとりまとめ(案)を作成してございます。

主に中間とりまとめからの変更部分について簡潔に御説明をさせていただきます。

なお、資料2として概要、参考資料1として中間とりまとめからの見え消し版、参考資料2、3として参考資料集も作成しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

まず1ページ目の目次を御覧ください。

中間取りまとめをベースに、前回議論した福祉サービス共通課題への対応の方向性、こちらは2と3の項目の最後にそれぞれ追加してございます。また、5の項目として、福祉サービス共通課題への対応(地域における「連携」、地域共生社会の内容)等を追加してございます。

続いて、5ページを御覧ください。

122行目でございます。こちらに記載しているように、本検討会は方向性、考え方等を示すものであり、本とりまとめは社会保障審議会介護保険部会、社会保障審議会福祉部会等に報告し、制度的な議論を進めてまいります。

6ページ174行目以降を御覧ください。

介護同様に障害福祉、保育の基本的なデータ、現行制度について記載してございますので適宜御参照ください。

10ページの305行目を御覧ください。

こちらは現行制度における特別養護老人ホームの入所の特例に関し、適切な周知等を行う旨を記載してございます。

15ページ471行目を御覧ください。

サービス提供体制、支援体制に関して、障害福祉分野については介護分野における地域の分類を基本としつつ、地域の状況に応じたサービス提供体制を構築していくことが重要

です。共生型サービスなど現行制度の活用を促進していくとともに、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など制度の拡張・見直しをして対応していくことが必要です。

478行目を御覧ください。保育分野については、就学前人口減少・保育需要の変化に応じ、配置基準の弾力化など、地域をさらに分類して対応策を講じていく必要があります。事業譲渡、合併、統廃合についても必要に応じて進めるとともに、自治体における地域分析の取組の強化も重要となってきます。

続いて、17ページ561行目を御覧ください。

現行制度について、社会福祉法人、医療法人等の国庫補助の返納に係る規制について、現行の制限の趣旨を踏まえた上で柔軟な対応の検討が必要です。

続いて、18ページ575行目を御覧ください。

特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするため、これらの規制について一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要です。具体的には、中山間・人口減少地域においてサービス維持・確保のため、財産取得から10年未満の場合に関して、一定の条件下における全部転用や計画的な統廃合に伴う廃止時に国庫返納を不要とするなど、柔軟な仕組みを検討する必要があります。

既存の施設の有効活用の観点からは、604行目にあるとおり、社会福祉法人の解散時に施設等を自治体に帰属させ、福祉サービスへの活用など、地域での有効活用を図ることの検討も必要です。

続いて、19ページ638行目を御覧ください。

こちらも介護同様に障害福祉、保育の人材確保等について、基本的なデータ等について記載しておりますので、御覧いただければと思います。

続いて、26ページ891行目を御覧ください。

伴走支援につきまして、前回の議論も踏まえまして、都道府県に設置するテクノロジー相談窓口も含め、ICT等の専門家を配置した上で事業所に対して派遣する形態についても記載してございます。

続いて、30ページ1016行目を御覧ください。

人材確保等に当たって、各分野で人手不足、職場環境改善、職場の魅力の的確な発信などへの同様な課題を有してございます。障害福祉分野におきましても、人材確保対策を進めるとともに、テクノロジー活用は障害特性等に応じた支援が求められていることに留意しつつ、現場における生産性向上の目指すべき姿、取組を明らかにして、手続負担軽減に向けた標準化・簡素化などの取組を進めていく必要があります。

保育分野につきましては、保育士等の処遇改善のほか、働きやすい職場環境づくり、新規の資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進し、人材確保を進めていくことが必要です。

33ページの1132行目を御覧ください。

人材確保、生産性向上、経営支援等を進めていくには、地域の事業者、関係者間の連携が重要であり、ヒアリングの事例などの例を記載してございます。

続いて、34ページ1168行目を御覧ください。

人材確保のプラットフォームに関しましては、都道府県単位で関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域における課題を認識し、協働して課題解決に取り組むためのネットワークの役割が期待されます。

その際、35ページの1182行目にありますとおり、単に関係者が集まる形式的な情報交換・意見交換の場ではなく、共通の社会課題に対し、地域の個別課題に応じたプロジェクトを創設し、地域の意欲ある関係者が実践的な取組を検討・実行することが必要です。

36ページ1218行目を御覧ください。

法人への経営支援として、短期的には社会福祉法人や医療法人等に対する優遇融資の活用があります。また、中長期的には、経営サポート事業や分析スコアカードの活用により、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていく必要があります。

また、1225行目にあるとおり、合併等がしやすくなるような環境整備として、福祉医療機構のマッチング支援のほか、福祉事業の原資に公的な資金が使われていることを踏まえて、合併等に必要な手続を明確化するための検討が必要です。

さらに、1231行目のとおり、介護、障害福祉、保育それぞれの分野において地域の中核的なサービス自体がバックオフィス業務などを取りまとめるなど、地域において共同化や連携を進めていくことも考えられます。その際は、地域における行政が連携した対応も重要であり、特に中山間・人口減少地域において効果的です。

加えて、1239行目にあるとおり、協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人について、ガバナンスの確保に留意しつつ、より使いやすい仕組みとしていく必要があります。

具体的には、1249行目にあるとおり、事務負担の軽減等を図るとともに、関係者の協議を踏まえて認定所轄庁において地域の福祉ニーズに基づき必要性を判断した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなどの必要な要件緩和や、社会福祉法人が保有する土地・建物の有効活用の方法を考える必要があります。これらの検討に当たっては、社会福祉連携推進法人の主たる業務が連携推進業務であることなど、制度趣旨を勘案した適切な要件の在り方を考える必要があります。

飛びまして、44ページ1522行目の福祉サービス共通課題への対応を御覧ください。地域によって高齢化や人口減少のスピード、それに伴うサービス需要の変化が異なる中、地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制、支援体制の確保は福祉サービスの共通課題です。

これらの課題に対応するためには、1531行目にあるとおり、まずは介護、障害福祉、保育それぞれの分野で事業者間、地域の関係者の連携を進めていく必要があります。その上で、分野を超えて課題に対応していくため、関係者の連携が必要になってきます。

1543行目以降のとおり、地域の状況も踏まえた主体別の連携の在り方など、こういったことを考えていく必要があります。

こういった連携を進め、分野を超えて関係者と協働・連携して地域づくり、まちづくりを進めることが地域の基盤の構築、住民参画を促し、地域共生社会の実現につながっていくものと考えられます。

こうした連携の枠組みとして、これまで議論いただいていた既存施設の有効活用等、プラットフォームの充実、法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人の在り方に取り組んでいく必要があると考えてございます。

最後に、46ページ1582行目以降の6番の「おわりに」を御覧いただければと思います。

地域の実情を踏まえた福祉サービス提供体制の確保が必要であり、加えて、分野を超えた関係者の連携を図ることで地域住民を包括的に支える体制を整備し、地域共生社会を実現することが重要です。

1592行目のとおり、社会福祉法においては、地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制の整備を進めることとされております。包括的な支援体制は、サービス提供体制の構築だけでなく、地域住民と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備するものです。

2040年を見据えると、福祉サービス提供体制の構築も包括的な支援体制の整備も地域の実情に応じて取り組む必要があります、この検討会で議論いただいたような分野を超えた取組体を通じて、包括的な支援体制の整備を推進し、地域共生社会の実現につなげていくことが重要でございます。

最後に、繰り返しになりますが、48ページの1640行目のとおり、これまで御説明した方向性、考え方につきましては、社会保障審議会介護保険部会、福祉部会をはじめとする関係審議会等において様々な関係者と議論の上、成案を得ることが望まれる。こういった形で結んでございます。

私からの説明は以上になります。

○野口座長 どうもありがとうございました。非常にすばらしくおまとめいただき、事務局の皆様の御尽力に深く感謝するものでございます。

それでは、今御説明のあった取りまとめ（案）について、各構成員から御発言がございましたらお願い申し上げます。

なお、可能であれば、本日この検討会として取りまとめたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、会場の方は挙手を、オンラインの方はZoomの「手を挙げる」機能を利用させていただいて、座長の指名により発言を始めてください。

なお、事務局様のほうから御案内していただいたとおり、予定終了時間内により多くの構成員の方に御発言をいただきたいと考えておりますので、一回の御発言時間は5分以内をめどにお願いできればと存じます。各構成員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ます。

それでは、お二人しかいらっしゃらないのですけれども、まず会場の方から、最後の取りまとめに当たってもし何か御発言があればと思いますが。

吉田構成員、よろしくお願いします。

○吉田構成員 2人しかいないというのはなかなかものなのでびっくりしていますが、主に46ページの最初の○のところが保育に関係する部分がいろいろ書いてございまして、2点意見を申し上げたいと思います。

一点は1～2行目のところで、社会福祉法人をはじめとして医療法人、株式会社などということで、取りまとめとしてはこれで結構だと思いますが、行間を読んでもいただきたいという意味合いで、保育の場合は特に学校法人がかなり重要な存在でございまして、認定こども園等においても相当な比率で学校法人は存在しますし、また一方で、人材確保関係で養成校は基本的に学校法人で運営してございますので、その辺の行間を読んでもいただくという意味で、学校法人というイメージをぜひ共有していただければありがたいと思います。また、地域によっては大学等の学校法人がコンソーシアムを組んで、農林、水産、漁業等の分野で、人口減少地域であっても大学本部はないけれども大学の機能を地域の中で生かすということがございますので、いろいろな意味で大学等を含めた学校法人というものの重要性をいい意味で活用するという視点の行間のお話をしておきたいと思います。

それからもう一点、6～7行目になるのでしょうか。「それぞれの資格の専門性を踏まえつつ」ということでいい表現をしていただきましたので、これも取りまとめとしてはこれで結構でございますが、一方、保育の場合はいわゆる生涯にわたる人格形成の基礎を培うという非常に重要な部分があって、他のサービス提供というよりもこどもの育ち、発達という部分がかなり絡んでおりまして、特に2006年ですかね。教育基本法が改正されて、第11条で幼児期の教育が極めて重要であると。これをバックボーンとして、幼稚園だけが幼児教育ということではなく、保育所等も含めて幅広く幼児教育という視点が入りましたし、また、実際に保育所、幼稚園等の職員の8割以上が幼稚園教諭免許と保育資格を両方併有している。認定こども園に至っても優に9割を超えているという現状がありますので、これは固有の部分かもしれませんが、しかし一方で、こどもの育ちという未来の投資に関わる重要な部分がございますので、ここも行間を読んでもいただきたいという意味で補足をしておきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

この点について、事務局様のほうから何かコメント等はございますでしょうか。

○栗原こども家庭庁政策局保育政策課長 保育政策課長でございます。

まさに法人の中で保育の世界では学校法人というのは必ず忘れてならない世界だということとはしっかり留意して対応していきたいと思います。

また、本当に介護とか障害福祉もそれぞれの部分はあると思いますけれども、保育の部

分というのはこどもの育ち、それから、教育的な要素というのが必ずある部分ですので、そこも留意しながら人材の確保というのを努めていきたいと思います。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

特に修文は必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○吉田構成員 行間を読んでいただければ。取りまとめですから、いろいろな分野が絡んでいますので、これはこれで結構です。ありがとうございます。

○野口座長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、松原構成員、よろしくお願いします。

○松原構成員 ありがとうございます。

このような非常に厚い報告書をおまとめいただきまして、ありがとうございました。

改めて読み直してみまして、介護、障害福祉、保育それぞれ、またはその連携の話が中心で、同一法人がこれらの複数事業を展開した場合の検討が少なかったなと思いました。

そこで、45ページの1556行目から1558行目にかけて、事業者が介護、障害福祉、保育といった複数の事業を展開する場合には、事業者内での連携を促し、包括的で質の高い効率的なサービス提供が必要であり、そのための支援の在り方をどう考えていくかという課題もあると記載いただきまして、ありがとうございます。報告書につきましてはこちらで結構です。

意見として、今後、人口減少がますます進んでいって、利用者も担い手も減少する中では、連携は当然重要なのですけれども、一法人がこうした複数事業を展開する必要性というのが増していくと思われます。現状では資格の問題のほかにも、例えば処遇が同一法人なのに事業ごとに差があり過ぎて、そのために人材交流ができないとか、共通の運用が行いにくくて非効率を生むなどの問題が生じております。

私自身は法人の大規模化をすれば問題が解決するとは思っておりませんが、解決策の一つとなり得ると思いますので、国のほうも大規模化促進を示しているということで、ぜひ制度として、今後はこれらの複数異なる事業を同一法人が実施するケースに関して、質が高く効率のよいサービス提供体制に関して包括的に議論する場の創設というのを期待したいと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

事務局様のほうから、今の松原構成員の御意見に対して何かコメント等はございますでしょうか。

○村中企画官 非常に重要な御指摘だと認識しています。連携だけではなく一つの法人の中で複数事業を展開する場合、そういった場合のいろいろな課題もあるとの松原構成員のご意見をしっかり受け止めて、事務局としてもしっかり考えていきたいと思っております。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、オンラインの構成員の先生方をお願いしたいと思います。

中村構成員、よろしくお願いいたします。

○中村構成員 中村です。

私も非常にしっかりとまとめていただいて、これで本当にいいものができたと思っています。

その中で、第1回の議論からそうなのですが、やはり人材不足あるいは諸経費の高騰、そういう中で生産性の向上というのが避けて通れない。その中の切り札の一つとしてICTというものがあるということは、いろいろなヒアリングあるいは構成員の方からも出ておりました。

そういう中で、介護、保育、障害それぞれ若干進み具合が違うかなと。印象としては、やはり介護が比較的進んでいるのかなと。ただ、ほかの2業種が努力を怠っているということではなくて、やはり業種的な特質からして対応しづらい面があったのかなと思っています。ただ、今後はこういう分野でも当然必要になってきますので、それぞれの分野の成功事例を共有しながらやっていくということが法人もそうですし行政のほうも必要なのではないかなと思っています。

私のほうは以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

特に修文等は必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○中村構成員 はい。結構です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、大山構成員、よろしくお願いいたします。

○大山構成員 本検討会ではそれぞれの意見を丁寧に酌み取っていただきまして、短時間のうちに論点整理をしていただきまして、野口座長をはじめ、黒田局長、そして、事務局の皆様、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

本取りまとめにはこれから官民が一体となって取り組むことが網羅されているかなと思っていますが、2040年の問題への対応に向けた今後の指標となり得るかとも考えております。

内容についてですが、特に付け加える意見はございませんが、先ほど松原構成員がおっしゃったように、一つの法人の中でも様々な種別によって保育があったり、障害があったり、特養があったりとなりますと、均一で職員処遇をしていきたいけれども、その縦割りが法人内にあるということで、処遇改善一つにとっても非常に格差が出てくるということとを今後どう是正していくかということも課題があるかとは思っております。

前回、私は中山間・人口減少地域において既に介護崩壊寸前となっている地域があるのだと訴えました。今回のこの検討会の基本的な考えの中の一つに地域軸、時間軸というのが記載されておりますけれども、私どもはそのような状況の中で非常に介護崩壊寸前になっている施設が現実的にあるということを申し上げておりましたので、ここが間に合わ



ないということも懸念しております。

ですので、この点も、取りまとめ（案）では資料1の47ページになりますけれども、1617行目に「運用上可能な点については関係者と調整上、速やかに取り組むべきである。」とされておりますし、1619行目、「中山間・人口減少地域のサービス提供体制の維持・確保など、早急に対応が必要なものについては次期制度改正を待たず対応を検討すべきである。」と明記されております。このような意見を酌んでいただいたことに、方向性だけではなく、現に急迫している事態も想定して、運用上の取組、そして、「次期制度改正を待たず対応を検討すべきである」と言及していただいたことは非常に高く評価したいなと思っております。

この取りまとめに沿って、サービスの空白地帯が生じないように、私たち事業者も含めて関係機関と一体となって、2040年問題への対応を円滑に進めていきたいなと思っております。

最後になりましたけれども、非常に短期間の中でここまでスムーズにまとめていただいたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○野口座長 大山構成員、どうもありがとうございました。

それでは、藤原構成員、よろしくお願いいたします。

○藤原構成員 ありがとうございます。藤原でございます。

これまでの議論をお取りまとめいただき、ありがとうございました。

これからは、地域での連携が重要になってくると考えております。取りまとめの記載内容に含まれるものであると考えますが、44ページの1522行目からの5番目、福祉サービスの共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）の中の、1563行目に地域の実情に応じた既存施設の有効活用等を行うための環境整備の記載があります。既存施設の有効活用では、例えば同じ法人内であれば、介護福祉サービス等の変更による施設の有効活用の検討も可能ですが、法人が異なる場合、地域のサービス提供の変化を把握することは難しくなります。様々な面から、地域の関係者間の連携を進めていく上でも、行政をはじめとした公的な主体による情報連携が重要と考えます。地域における連携に含まれる部分として発言をさせていただきました。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

藤原構成員、修文は特に必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○藤原構成員 はい。それは必要ございません。

○野口座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。今日が最後ですので、皆さん。

池端構成員、よろしくお願いいたします。

○池端構成員 ありがとうございます。池端です。

私もこの取りまとめ（案）について修文等の意見はありませんので、全体に網羅的では

ありますが、本当によくまとめていただいたと思います。あとは、この取りまとめた内容を、2040年に向けてという内容ではありますが、近々に取り組まなくてはいけないもの、そして、中長期にわたって取り組まなくてはいけないもの等があると思います。それをいかに工程表等に落とし込んでいくかということが必要になってくると思いますので、事務局におかれましては、この取りまとめ（案）をいかにどう実行していけるかというところも含めて今後ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、笠木構成員、よろしくお願いいたします。

○笠木構成員 ありがとうございます。

事務局におかれましては、このたびは、広範囲にわたる論点、また、膨大な議論を的確に取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。また、野口座長にもこの機会に併せて感謝申し上げます。

私も報告書の内容に何か付け加えるものではありませんので、あまり意味のある発言になるか分かりませんが、幾つか改めて強調したい点についてごく手短かに発言いたします。

今回の報告書は、現場の方々からのヒアリングであるとか、あるいは委員の皆様の専門的観点や現場をよく知られる観点からの多くの御意見によって、大きな方向性と一定の具体性のある考え方というものが盛り込まれて、大変充実した内容になっていると考えます。これらの議論が、今後、各種審議会等でさらなる議論を通じて、法改正など、あるいは運用の変更といった形で速やかに具体化されていくということを私も強く期待いたします次第です。

また、今回の議論は、サービス提供体制の維持・確保に向けた環境整備をどう行っていくかが中心的な検討課題だったと思いますので、整備された環境の中で現実にプレーヤーとなる事業者や専門家、専門人材、そして、自治体や各種の公的機関が十分にそのような環境整備を生かし、期待されたような活動をしていただけるように、引き続き現場の声や地域の実情を柔軟に取り入れつつ、政策立案や運用が行われていくことが重要と考えております。

また、特に最後の段落で示されている大きな考え方のところですが、初回の会議でも私自身申し上げましたとおり、人口構造の大きな変化あるいは複雑な変化の中でも、住む場所によって受けられるサービスの水準が大きく異なってしまうということが、福祉サービス供給体制を通じて社会保障受給権を享受しているサービスの利用者やその家族にとっても極めて重要であるということを改めて強調したいと思います。

最後に、介護に係る家族の位置づけという問題は個人的に重要と思っております、この会議の中心的な論点ではなかったと思うのですが、介護予防や日常生活総合支援事業等の関係でこの点にも言及していただいて、ありがたく思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございます。

それでは、香取構成員、よろしくお願いいたします。

○香取構成員 このたびの取りまとめにおきまして修文等はございません。

私から意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いします。

このたびは、非常に短い時間にこの取りまとめを作っていただいたということに関しましては、大変すばらしいものができておりまして、事務局並びに座長の野口先生には深く感謝申し上げるところでございます。ありがとうございます。

私におきましては、中山間地域におきまして、介護テクノロジー導入と人員配置基準の弾力化等につきまして少し意見を述べさせていただければと思います。中山間地の事業継続環境におきましては深刻化が進んでいるという状況です。人口減少と高齢化が全国平均を上回るスピードで進行する中、介護サービスの維持・確保は喫緊の課題となっていると認識しているところでございます。このような状況を踏まえて、中山間地域におけます介護テクノロジー導入支援につきましては、特に重点的に行っていただきたいと考えているところです。

テクノロジーの活用は、限られた人材で質の高いケアを提供するためには不可欠であると考えます。特に人材確保が困難な中山間地におきましては、その効果は大きいと考えられます。

また、IT人材の配置についても注力いただきたいと思います。中山間地域ではデジタル技術に精通した人員が不足しておりまして、テクノロジー導入の障壁となっています。特に都市部の高いレベルのテクノロジー知識を遠隔で中山間地域に移転する取組が重要だと考えるところです。例えば都市部のデジタル中核人材が中山間地域の事業所に対してオンラインの技術指導や導入支援を行う制度の創設や、複数の中山間地域の事業所で共有できるIT人材の育成プログラムの実施が考えられます。こうした知識移転の仕組みを構築することで、地理的な制約を超えた技術支援が可能となってまいります。

さらに、中山間地域におきましては、介護テクノロジーの重点的な導入による質の担保を前提としまして、人員配置基準の弾力化についても検討をさらに進めていただきたいと思います。センサーや生成AIなどのテクノロジー導入によりましては、安全性と質をしっかりと担保しながら、地域の実情に応じた柔軟な人員配置が可能となる仕組みが可能でありまして、こういった仕組みづくりが必要だと考えるところです。例えばテクノロジー導入の度合いに応じた段階的な人員配置基準の緩和や、複数事業所間の専門職の共有を認める特例措置など、中山間地の実情に即した制度設計なども御検討いただければなおありがたいと思います。

デジタル中核人材の育成、配置支援や複数の事業所でIT人材をシェアする仕組みづくりなど、具体的な支援策を講じていただきたいと思います。特に地域の介護事業者が共同でデジタル人材を雇用・活用できる制度の創設や、地域のIT企業と介護事業所をマッチングする仕組みの構築は有効だと思います。

中山間地域のサービス提供体制を維持するためには、このような柔軟な対応が不可欠であり、地域の介護事業者が今後も継続してサービスを提供できる環境整備をお願いしたいと思います。都市部と中山間地域の地域・技術格差を解消し、どの地域におきましても質の高い介護サービスが提供できる体制づくりに向けて積極的な支援策の実施を強く要望します。

私からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。今後の実際の落とし込みで何をやっていくかということについて、非常に詳しい御意見をどうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ほかによろしいですか。

中川構成員、よろしくお願いいたします。

○中川構成員 中川です。よろしくお願いいたします。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうも修文等は特にございません。本当にこれだけの莫大な量を詳しくお取りまとめいただきまして、ありがとうございます。感謝いたします。

このように介護、障害福祉、保育、3領域が一緒になってこういった課題に対して話をしていくというのは非常に有意義であったかなと思いますし、今後、2040年に向けて、人口減少、地域格差等もある中で、こういった機会はさらに必要ではないかと感じたところであります。

また、私はこの検討会に途中からの参加にはなりましたが、関係者ヒアリングの方々から今後の課題解決のヒントになるような事例をたくさんいただきました。こういった事例なども、全国各地の事業者の方々がそういった情報を共有することによって、自分のエリア、自社のエリアでも十分活用できるのではないかなと思いましたので、この検討会の報告書の中では当然具体的な施設名、事業所名は明記されておりませんが、具体的な場所を特定する法人、施設名は明記しないまでも、別の機会でもいいのでもう少し詳しい事例の全体共有があってもいいのかなと感じたところであります。

また、修文の意見ではないのですが、34ページの1168行目、人材確保に向けたプラットフォームというところで、都道府県単位ということで記載をいただいているのですが、やはりこの都道府県単位だけでは解決ができない部分というのもあるかと思いますし、地方・中山間地域に行けば近隣の事業所、エリアのほうで密接に関わりを持っているような地域というのもあるかと思いますので、都道府県単位に限らず、エリアで課題解決をしていくというような方向性もあってもいいのではないかなと感じたところであります。

あと、中村構成員からもありましたが、介護、障害福祉、保育のICT、生産性向上についてです。全て前に進めてはいると思うのですが、私が関わっている団体でも介護分野、障害福祉分野で横断的にいろいろな取組をおこなっている事業所がありますが、全国各地を回っていると、やはり介護分野と障害福祉分野単体で見てもなかなかそういったより良い取組の共有がされていないところが多々見られるというところがありますので、この2040

年の検討会のように介護、障害福祉、保育、こういったICTの取組等も、事業者のみならず、各自治体もこういった取組をしっかりと情報共有、事例共有しながら進めていく必要がこれから先より必要ではないかなと感じたところであります。

私からは以上になります。

○野口座長 どうもありがとうございました。

中川構成員、こちらのほうはどういうふうにさせていただくか分かりませんが、引き取らせていただいてもよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。せっかく最後ですので、もしどなたか。

池端構成員、よろしくお願いいたします。

○池端構成員 たびたびすみません。

1点質問なのですが、せっかくすばらしいこの取りまとめ（案）ですので、これは流れていけば恐らく介護部会、介護保険部会等で報告されるのだろーと思っておりますけれども、部局をまたぐ、場合によっては省庁をまたがるようないろいろな広い取りまとめ（案）の内容もあるかと思っておりますので、ぜひできるだけ広く広めていただいて、そして、少しでも早く実現できるようにしていただきたいと思いますけれども、この取りまとめ（案）の今後の使われ方とかについて、事務局で今お考えになっていることが何かあれば教えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○野口座長 どうもありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○村中企画官 ありがとうございます。

池端構成員の御指摘のとおり、この報告書は基本的には福祉サービスの共通課題等に係る報告書でありつつも、地域づくりですとかまちづくりですとかいろいろな観点を含んでございます。他の省庁に関わる場所もあると思っております。適宜、我々としても、例えば総務省等の関係省庁には適宜共有させていただいておりますし、本日、とりまとめられましたら、制度改正の議論を進めていく中で様々な省庁とのやりとりなども増えていきますので、この検討会の報告書を活用しながら、しっかりと調整、意見交換をしていきたいと思っております。

○池端構成員 よろしくお願ひします。

○野口座長 それでは、松田構成員、よろしくお願いいたします。

○松田構成員 松田でございます。

取りまとめ（案）については本当によくまとめていただいたと思っておりますので、特に意見はありません。

ただ、将来的にこの報告書をベースにしていろいろと議論を広げていただきたいと思います。今回は障害と介護と福祉と併せて一体的に議論することになったわけですが、例えばフランスの医療計画とかイギリスの医療計画の中には児童の学習困難というのが一つのテーマとして取り上げられていて、それに対して医療的な対応だけでなく教育的な対応、

あるいは就労支援、そういうものも含めて対策を取るということが書き込まれています。学習支援とか、就業支援などもあったほうがいいと思いますので、そういう広い枠組みの議論を今後していただけたらと思います。

特に就労の関係ですと、障害のところはいわゆる農業を活用した就業支援というのが諸外国でもかなりやられておりますので、これは農林水産省の対応になるのかもしれませんが。いずれにしても、この報告書をベースにして、内閣府で今いろいろな議論をしておりますので、そちらにこの報告書を上げていただいて議論を広げていただけたらと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

池端構成員と松田構成員から、省庁にこだわらず、より広い視点での議論という御意見だったと思います。

事務局のほうから何かコメントはございますでしょうか。

○村中企画官 松田構成員の意見も含めまして、先ほど申し上げましたとおり、非常に多くの省庁とも関連する内容も含まれておると認識しておりますので、しっかりこれから制度改正の議論を詰めていく中で、内閣府を含め、いろいろな省庁ともお話をする機会があればしていきたいと考えております。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、津下構成員、よろしくお願いします。

○津下構成員 遅参して入室しまして失礼いたしました。

今回の検討で2040年に向けて詳細なデータが出され、そして、検討されたというのは非常に意義が大きいなと思いました。今回の取りまとめはこれですばらしいと思いますけれども、今回の検討の過程でまだそのデータがないとか未解決の課題については、まとめておく必要があると思いました。

それから、2040年に向けて、国がこのような議論をしたということを広く自治体に周知し、それぞれの自治体で、3つの類型ということが言われたわけですが、特に中山間地域とか、また、都市部もこれからいったん高齢者が増えて減るという大きな変動が見込まれます。そういう中でどのように政策をつくっていくのかということを、各自治体は等身大といいますか、自分事化して議論しながら検討を進め、その状況を国全体としての在り方に反映できるかというのかなと思いました。

それから、今回広域化とかということも議論にあったと思います。その際、交通インフラ、道路だとか様々な環境要因というものもあるし、災害に対する対応ということもありますので、介護保険側でこの2040年をどのように迎えようとしているのかということについて、既にお話がありました他省庁との連携ということなわけですけれども、特に国土交通省とか防災関係とも連携を取りながら、安心して2040年を迎えられるように、それ以降も迎えられるようにしてほしいと思っております。

最後に、専門職の意識改革が非常に重要かなと思っておりました。専門職はそれぞれが

専門の分野、専門の対象者、状態像などについてこれまで対応してくるということがありましたけれども、これからは多機能化といいます、総合力を持っていくということも求められてくると思います。専門職の育成についても、また、活躍の場をどうしていくのかということについても、引き続きの議論をお願いしたいと思っております。

この取りまとめがこれからもずっと活用されながら、1つずつ3年ごとに制度につながっていくことを期待しております。

以上です。

○野口座長 津下構成員、どうもありがとうございました。非常に重要な点だと思います。

次は江澤構成員、よろしくお願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

取りまとめについて、修文の要望はございません。

この取りまとめの内容が実際にどのように描いていけるのか。これがまさにこれからの課題だと思っていますので、これは各地域で考えていくことだと思いますけれども、国からの支援も含めて、いろいろ総合的に取り組んでいけるようによろしく推進をお願いしたいと思います。

やはり一番の課題は人材確保だと思います。今の社会状況等も踏まえまして、そして、これまでやってきた介護人材確保の効果、いろいろ考えましても、このままでは人材確保は不十分になるというのは誰もが分かっていることだと思います。したがって、これは厚労省のみで対応できるようなことではありませんけれども、国を挙げてしっかりと人材確保の施策というものをいま一度再検討していただきたいと思っていますところがございます。もちろん処遇改善も含めてもう少し抜本的に見直していかないと、今回直近で介護保険制度が始まって以来初めて介護職員が減るということも生じておりますし、他産業にも流出しているということもありますし、本当に今手を打たないと間に合わないということだけは申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

まだ御発言のない先生もいらっしゃいますが、ほかにいかがでしょうか。

松原構成員、よろしくお願いいたします。

○松原構成員 ありがとうございます。

先ほど大山構成員から私の発言が重要だと言っていたので、意を強くししまして、修文ではないのですが、45ページの1556行から1558行にかけての3行、注の扱いなのですが、可能であれば○の扱いにしていただけないかなと思いました。その次に「こうした連携に当たっては」と入ってしまって位置づけがちょっと難しいので、例えばもし○にしていただけるのであれば、46ページの1585行目の辺りに入れていただけるとありがたいと思います。修文ではありません。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。位置を変えてということなのですが、あと、○にするということですか。

○村中企画官 また座長及び事務局内で相談して、対応できるかどうか考えさせていただければと思います。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

もし御発言がないようでありましたら、この議論はここで終了させていただきたいと思っています。

短期間ではありましたが、本当にいろいろな方に来ていただいて、皆さんと一緒に勉強させていただいて、貴重な御意見を皆様からいただき、御礼申し上げます。

今回事務局様のほうからお示しいただきました取りまとめ（案）につきまして、全体としては、方向性等あるいは文言に至るまでほぼ御異議はなかったと判断いたしました。

なお、本日御欠席の4名の構成員の方がいらっしゃいます。大屋構成員、鈴木構成員、谷村構成員、東構成員なのですけれども、この4名の皆様についてもこの取りまとめ（案）を事前に御確認いただいております。内容について御了承いただいていることを申し添えさせていただきます。

つきましては、この取りまとめ（案）を検討会としての取りまとめとして決定させていただきたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（構成員首肯）

○野口座長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらを取りまとめとして決定をさせていただきたいと思います。

この取りまとめについては、今後、厚生労働省様のホームページで公表していただきますよう、事務局様におかれましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

今年の1月から本日まで、先生方には非常に密に精力的に御議論いただきまして、先生方が先ほどからおっしゃっているように内容のある報告書を取りまとめることができましたこと、事務局の皆様にはすごく多様な意見を本当にきれいにおまとめいただきましたこと、深く御礼を申し上げたいと思います。

この取りまとめについては、先ほどからどういう範囲で検討するのかとか、今後の対応の仕方等について皆様からも御議論がありましたけれども、取りあえずは社会保障審議会介護保険部会、社会保障審議会福祉部会等に報告させていただき、そこで制度改正に向けて具体的にどう落とし込むかといった議論を行っていきたいと考えております。

それでは、最後に老健局長から一言よろしくお願いいたします。

○黒田老健局長 老健局長でございます。

野口座長をはじめ、構成員の皆様方におかれましては、1月から計9回にわたりまして、2040年に向けたサービス提供体制等の在り方という大変幅広い、そして、介護、障害福祉、



保育等の分野を超えた幅広い観点から様々御議論いただきましたこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。

地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供の在り方につきましては、中山間・人口減少地域について非常に厳しい現場の状況を様々お聞かせいただきました。その上で、先生方のお話の中で、サービス維持・確保のために柔軟な対応が必要であること、例えば夜間や専門職などの配置基準等の弾力化、包括的な評価、訪問・通所などのサービス間の連携・柔軟化など、それから、地域の介護を支える法人への支援等の検討といった幅広い御意見を頂戴いたしました。

一方で、大都市部におきましては、ICT、AI技術を用いた包括的なサービスの提供の在り方の検討、そして、一般市などにおきましては、将来の需要減少、一旦増加してそれから減るといった見通しを踏まえた準備と対応が必要であるということの御議論も頂戴いたしました。

また、本日も大切な御議論をいただきましたが、人材確保が何よりもこの分野の最重要課題であるということは再度確認をさせていただきます。処遇改善等についてしっかり取り組んでいく必要があることは論をまたないところでございます。その上で、地域の関係者がプラットフォームを形成していくべきということ、このプラットフォーム機能の中には福祉人材全体の確保につながるような形で具体化をしていく必要があるということ、この中にはテクノロジーの導入、それから、タスク・シフト／シェアによる生産性の向上、事業者の協働化や連携といった視点、併せまして、専門機関等が連携した経営支援も大変重要だというような御指摘をいただいたところでございます。

さらに、地域包括ケアシステム、医療介護連携等におきましては、地域包括ケアにおける医療介護の連携を強化するとともに、地域の医療介護状況を分析して、2040年に向けて地域医療構想との接続の重要性についても十分念頭に置いた上で具体化をしていく必要があるという点も確認されたところでございます。

最後に、福祉サービス共通の課題への対応につきましては、総論といたしまして、介護、障害福祉、保育のそれぞれの分野で事業者間、関係者間の連携を深めることにとどまらず、分野を超えた連携・協働を通じて福祉サービス提供体制を構築して、併せて地域住民を巻き込んだ地域づくりを進めることで包括的支援体制を整備し、地域共生社会の実現につなげることが重要という方向性をいただいたところでございます。既存施設の有効活用、人材確保のプラットフォーム、法人の経営支援、社会福祉連携推進法人制度の活用等を通じまして、地域共生社会の実現につなげてまいります。

今回の取りまとめにつきましては、先ほど野口座長からお話がございましたように、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等に報告をさせていただきまして、制度改正に向けた検討を進めてまいります。その中で、今回の検討会において委員の先生方からほぼ共通の御意見として頂戴いたしました、具体化に当たって厚労省、こども家庭庁だけではなくて関係府省との連携を密にしながら具体化せよというお話をいただいたと認識しており

ますので、今日いただいたお話を胸に具体化を進めてまいります。

誠にありがとうございました。

○野口座長 局長、どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間になりましたので、本日の審議はこれで終了にさせていただきたいと思います。

皆さん、この6か月間、本当にどうもありがとうございました。